

子ども・子育て支援新制度において札幌市が条例で定める基準について

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度において、札幌市が条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準その他の基準については、**国が示す基準を基本ととらえ、国基準を下回る基準を定めることはしません**（注）。

その上で、**保育の質を確保するために必要と判断される基準については、国基準に上乘せを行うこととします**。

ただし、現在既に存在する幼保連携型認定こども園の設備の基準については、現行の基準を特例として認める必要があります。

注 条例で定める基準は、国が定める「従うべき基準（それを下回る基準を定めることはできないが、地域の実情に応じて上回る基準を定めることはできる基準）」及び「参酌すべき基準（地域の実情に応じて上回る基準を定めることはもちろん、下回る基準を定める基準を定めることもできる基準）」に沿って定めるべきことが法律で義務付けられています。

これらの「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は、省令で定められることとなりますが、平成 26 年 1 月 17 日時点で省令が公布されていないので、本資料に記載している国基準も「案」であるということになります。

本来的には国基準が確定した後に札幌市の基準をどうすべきかを検討すべきではありますが、時間的な制約から、直近の国の子ども・子育て会議の資料における各種の基準案をもとに検討を行うこととします。

今後の国の子ども・子育て会議における検討の結果として、国基準の内容が変更されることが明らかになった場合には、あらためて意見聴取を行うことはスケジュール的に困難ではありますが、速やかに札幌市子ども・子育て会議に対しても情報提供をしたいと考えております。

例）幼保連携型認定こども園の「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」

【従うべき基準】

- ① 学級の編制、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
- ② 保育室の床面積その他の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- ③ 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

【参酌すべき基準】

上記「従うべき基準」以外の事項

2 議論いただきたい事項

上記 1 の基本的な考え方に従って基準を定めるに当たり、札幌市が「国基準に上乘せをしようとする事項」及び「国基準をそのまま最低基準として定めることとすることが妥当かどうか特に意見をいただきたいと考える事項」（下記 4～9）について中心的に議論いただきたいと考えています。

下記 4～9 以外の基準については、すべて国基準を最低基準として条例で基準を定めることとしたいと考えています。

3 国基準案の資料

- (1) 資料 2-2：幼保連携型認定こども園の認可基準について（平成 25 年 12 月 26 日子ども・子育て会議資料（抜粋））
- (2) 資料 2-3：地域型保育事業について（平成 25 年 12 月 26 日子ども・子育て会議資料（抜粋））
- (3) 資料 2-4：運営基準の主な検討項目等について（平成 25 年 12 月 26 日子ども・子育て会議資料（抜粋））

4 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案のうち特に議論いただきたい事項について

(1) 乳児室の面積基準に関する上乗せ

乳児室（ほふく（はいはい）をしない0歳児又は1歳児を保育するための部屋）の面積基準について、国基準の1.65㎡以上/人を3.3㎡以上/人に上乗せを行います。

【上乗せする理由】

ほふくしない0歳児・1歳児が具体的にいつの時点からほふくを開始したのか、又はほふくを開始するのかの判断を適切に行うことは困難であると判断されることから、入所児童の安全を確保するため、現行の札幌市の保育所基準と同様、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人当たり3.3㎡以上とします。
※ それ以外のほふく室（ほふくをする0歳児又は1歳児を保育するための部屋）及び保育室（2歳以上児を保育するための部屋）の面積については、国基準どおりとします。

【参考】園舎・保育室等の面積基準比較表

	幼稚園	保育所（札幌市基準）	国基準案	札幌市基準案
面積	◇ 学級数に応じた園舎全体の面積基準【1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増】	◇ 居室の面積基準【乳児室及びほふく室:3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室:1.98㎡/人】	○ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は幼稚園基準を満たすこと。 ※ 既存の保育所からの移行特例あり。 ○ 各居室の面積は保育所基準【乳児室:1.65㎡/人、ほふく室:3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室:1.98㎡/人】を満たすこと。 ※ 既存の幼稚園からの移行特例あり。	□ 園舎の面積は国基準案と同様 □ 乳児室の面積は札幌市の保育所基準【3.3㎡以上/人】と同様 □ その他の居室の面積は国基準案と同様

(2) 食事の提供方法に関する上乗せ

1号認定の子ども（保育を必要としない3歳以上児（現在の幼稚園児に相当）及び2号認定の子ども（保育を必要とする3歳以上児（現在の保育園児に相当））に対する食事の提供方法について、国基準は一定の要件のもとに外部搬入（施設外で給食業者等が調理した食事を施設に搬入して児童に提供すること）を認めていますが、札幌市においてはこれを認めず自園調理（施設内に設置された調理室で調理された食事を提供すること）を義務付けるという上乗せを行います。

ただし、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合には、特例として栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、1号認定の子どもに対する食事の提供方法についてのみ外部搬入を認めることとします。

また、1・2号認定の子ども及び3号認定の子ども（保育を必要とする3歳未満児（現在の保育園児に相当））の給食の外部委託（施設内に設置された調理室において、施設の設置者が雇用する調理員以外の給食業者等に委託して調理した給食を児童に提供すること）を行う場合において、国基準は特段栄養士等の配置を義務付けていませんが、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り外部委託を認めるという上乗せを行います。

【札幌市基準案一覧】

	食事提供義務付けの有無	食事の提供方法
1号認定の子ども	×	施設が食事を提供するときは自園調理を義務付け。ただし、既存幼稚園から移行する場合には栄養士等を置く場合に限り、給食の外部搬入を可とする。
2号認定の子ども	○	自園調理を義務付け。栄養士等を置く場合に限り、外部委託を可とする。
3号認定の子ども	○	自園調理を義務付け。栄養士等を置く場合に限り、外部委託を可とする。

【上乗せする理由】

自園調理による食事の提供は、調理過程に直接的な関与ができるため、子どもの発育段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な配慮及び食育推進について、効果的に実施することができることから、1号認定の子どもに食事を提供する場合及び2号認定の子どもへの食事の提供の方法は自園調理とします。（3号認定の子どもへの食事の提供は、国基準どおり自園調理とします。）

ただし、①幼保連携型認定こども園は、新制度において提供する保育サービスの中心的な役割を担うべき施設であることから、札幌市としても積極的に設置を推進する、②既存幼稚園の約8割で外部搬入による食事を提供しており、1号認定児に対する自園調理の義務付けは、施設の設置者側からすると大きな経営内容の変更となる、③自園調理のための調理室の設置は、園舎や敷地の空きスペースや設置費用の問題から困難の場合があるなど、幼保連携型認定こども園への移行に支障が生じるおそれがあることから、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合には外部搬入を認める必要があります。そこで、栄養士等を配置し、外部搬入の受託業者に対し適切な指導等を行うことで、一定程度の質を確保されと考えられることから、特例として栄養士等を置く場合に限り、1号認定の子どもに対する食事の提供方法についてのみ外部搬入を認めます。

また、1号～3号認定の子どもに対する自園における給食の調理業務の外部委託については、栄養士等が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ認めます。

【参考】食事の提供方法比較表

	幼稚園	保育所（札幌市基準）	国基準案	札幌市基準案
提供	◇ 規定なし	◇ すべての入所児童に対して食事の提供が前提	○ 食事の提供を求めるのは、2号及び3号認定の子どもとする。 ○ 1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断とする。	□ 国基準案と同様
方法	◇ 規定なし	◇ 食事の提供は自園調理（栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に外部委託可） ◇ 外部搬入は不可	○ 自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもは、保育所の要件を満たす場合に外部搬入が可 ○ 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は公立も含め不可	□ 1号認定の子どもに食事を提供する場合は自園調理とする。 ※ 既存の幼稚園からの移行特例⇒栄養士を配置し保育所の要件を満たす場合に外部搬入を認める。 □ 2号及び3号認定の子どもに対する食事の提供は外部搬入不可 □ 1号～3号認定の子どもに対する給食の外部委託は、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に可

(3) 園庭の面積基準について

園庭の面積基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

園庭の面積に関する国基準については、国の基本的な考え方とおり、幼稚園と保育所の基準の高い水準を引き継いでおり、現行の質が確保されることから、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】園庭面積基準比較表

	幼稚園	保育所（札幌市基準）	国基準案	札幌市基準案
設置・面積	◇ 運動場は必置 ◇ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置 ◇ 学級数に応じた面積基準【1学級：330 m ² 、2学級：360 m ² 、3学級：400 m ² 、4学級以上：1学級につき 80 m ² 増】	◇ 満2歳以上の幼児を受け入れる場合、屋外遊戯場は原則必置 ◇ 面積基準【満2歳以上の幼児1人につき 3.3 m ² 以上】	○ 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置 ○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置 ○ 面積基準は以下の面積以上 ・ 満3歳以上の幼児に係る面積は幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積 ・ 満2歳の幼児は保育所基準の面積 ※ 既存の保育所及び幼稚園からの移行特例あり。	□ 国基準案と同様
代替地	◇ 規定なし	◇ 市長が特に必要と認める場合に限り、近隣の都市公園の代替を認める。	○ 代替地の面積参入は不可。 ※ 既存の保育所及び幼稚園からの移行特例あり。	□ 国基準案と同様
屋上	◇ 屋上を運動場とすることは不可	◇ 用地が不足する場合に限り、一定の要件を満たす場合に屋上利用は可。	○ 屋上の面積参入は原則不可 ○ ただし、一定の要件(保育所の要件以上)を満たす場合は、原則に対する例外的取扱いとして、屋上の面積参入を認める。 ※ 既存の保育所及び幼稚園からの移行特例あり。	□ 国基準案と同様

(4) 職員配置基準について

職員配置基準については、国基準どおりとする。

【国基準どおりとする理由】

職員配置基準については、子どもの保育環境に直接影響する事項であり、札幌市としても本来であれば具体的な職員配置基準をお示しした上で意見をいただく予定でしたが、平成26年1月17日現在で国から基準案が示されていないことから、具体的な基準をお示しすることができません。（国では、職員配置が公定価格（子ども・子育て支援新制度の下で事業者に対して市町村が支払う給付費の額と保護者が支払う保育料の額を合計したもの）や財源の確保との関連が強いことから、公定価格の議論の中で決定することとしている。）

以上のような状況や今後国が示す職員配置基準は現在の幼稚園又は保育所を下回るものとなることは考えられないことなどを踏まえ、職員配置基準については国基準どおりとします。

【参考】職員配置比較表（国基準については検討状況を記載）

	幼稚園	保育所（札幌市基準）	国基準案	札幌市基準案
職員数	◇ 1学級の幼児数は 35 人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。 ◇ 特別な事情があるときは、当該幼稚園の学級数の 1/3 の範囲内で専任の助教諭又は講師による代替も可。	◇ 保育士数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は 30人につき1人以上とする。ただし、常時2人以上。	○ 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。 ○ 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭を1人置かなければならない（特別な事情があるときは、学級数の 1/3 の範囲内で専任の助教諭又は講師による代替も可）。 ○ 1学級の幼児数は 35 人以下を原則とする。 ※ 具体的な職員配置基準は、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら公定価格の議論において検討する。	□ 国基準案と同様

5 小規模保育事業（地域型保育事業）の設備及び運営の基準案のうち特に議論いただきたい事項について

小規模保育事業の設備及び運営に関する国基準は、AからCの型ごとに異なり、国の定めにより、各市町村がそれぞれの基準を定める必要があります。

札幌市としては、保育の質をより高いものにするという観点からは小規模保育事業の中ではA型が最も望ましいと判断されることから、札幌市内の保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合には、A型を基本としたいと考えています（（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画の策定手続の中で札幌市子ども・子育て会議に対してあらためて後日説明の予定）。

(1) 食事の提供方法に関する上乗せ

自園における給食の調理業務の外部委託については、栄養士又は管理栄養士を配置し一定の要件を満たす場合にのみ認めるという上乗せを行います。

【上乗せする理由】

栄養士又は管理栄養士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認めます。

【参考】食事の提供方法比較表

	国基準案			札幌市基準案
	A型	B型	C型	
提供方法	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託が可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可	同左	同左	□ 国基準案と同様。ただし、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に外部委託を可

(2) 保育室や屋外遊戯場の面積基準について

乳児室又はほふく室、保育室、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

乳児室又はほふく室、保育室及び屋外遊戯場の面積に関する国基準は、現行の札幌市の保育所基準と同様であり、保育の質が確保されることから、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】保育室等の面積基準比較表

	国基準案			札幌市基準案
	A 型	B 型	C 型	
乳児室又はほふく室	○ 0・1歳児1人につき 3.3 m ² 以上	同左	同左	☐ 国基準案と同様
保育室	○ 2歳児1人につき 1.98 m ² 以上	同左	同左	☐ 国基準案と同様
屋外遊戯場	○ 2歳児1人につき 3.3 m ² 以上	同左	同左	☐ 国基準案と同様

(3) 職員配置基準について

職員配置基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

職員配置に関する国基準は、現行の札幌市の保育所基準と同等以上で、保育の質が確保されることから、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】職員配置基準比較表

	国基準案			札幌市基準案
	A 型	B 型	C 型	
職員数	○ 0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人のほかに+1人	○ A型と同様	○ 0～2歳児3人につき1人(補助者を置く場合は5人につき2人)	☐ 国基準案と同様

(4) 保育従事者の保育士割合の基準について

① A 型・B 型の保育従事者の保育士割合の基準について

保育従事者の保育士割合の基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

A 型はすべて保育士資格を有する者、B 型は保育士資格を有しない者に対しては必要な研修を実施することとしており、一定の質は確保されることから、国基準どおりとします。

② C 型の保育従事者の保育士割合の基準について

家庭的保育者のうち1人以上は必要な研修を修了した保育士でなければならないことを要件とするという上乗せを行います。

【上乗せする理由】

保育従事者の保育士割合に関する国基準は、AからC型の型ごとに異なり、それぞれの基準を作成することを国が定めていますが、C型については、保育士資格を有しない者のみで保育を行うことが認められていますが、より高い保育の質を確保するため、家庭的保育者のうち1人以上は保育士資格を有する者とします。

【参考】保育従事者の保育士割合の基準比較表

	国基準案			札幌市基準案
	A型	B型	C型	
資格割合	○ すべて保育士 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を人に限り、保育士とみなすことができる。	○ 保育士 1/2 以上 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を1人に限り、保育士とみなすことができる。 ※ 保育士比率が上昇した場合(3/4 となった場合等) 公定価格を段階的に引き上げる仕組みを検討 ※ 保育士以外には必要な研修を実施	○ 家庭的保育者(＋家庭的保育補助者) ※家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	【A型・B型】 ☐ 国基準案と同様 【C型】 ☐ 家庭的保育者のうち1人以上は保育士

6 家庭的保育事業（地域型保育事業）の設備及び運営の基準案のうち特に議論いただきたい事項について

(1) 食事の提供方法に関する上乘せ

自園における給食の調理業務の外部委託については、栄養士又は管理栄養士を配置し一定の要件を満たす場合にのみ認めるという上乘せを行います。

【上乘せする理由】

栄養士又は管理栄養士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、小規模保育事業の札幌市基準案と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認めます。

【参考】食事の提供方法比較表

	現行事業	国基準案	札幌市基準案
提供方法	◇ 弁当持参	○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託を可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※ 自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成 31 年度末までの経過措置あり。	□ 国基準案と同様。ただし、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合に外部委託を可

(2) 保育従事者に関する上乘せについて

家庭的保育者については、必要な研修を修了した保育士のみを認める（保育士資格を有しない者は家庭的保育者として認めない）という上乘せを行います。

【上乘せする理由】

家庭的保育者については、より高い保育の質を確保するため、現行事業の基準と同様、保育士資格を有することを要件とします。

【参考】保育従事者比較表

	現行事業	国基準案	札幌市基準案
従事者	◇ 家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ※家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士	○ 家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ※ 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	□ 家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ※家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士

(3) 保育室の面積基準について

保育室（保育を行う専用居室）の面積基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

保育室の面積基準は、現行事業の基準と同様で、保育の質が確保されることから、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】保育室の面積基準比較表

	現行事業	国基準案	札幌市基準案
面積	◇ 0～2歳児1人につき 3.3 m ² 以上	○ 0～2歳児1人につき 3.3 m ² 以上	□ 国基準案と同様

(4) 職員配置基準について

職員配置基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

職員配置基準は、現行事業の基準と同様で、保育の質が確保されることから、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】職員配置基準比較表

	現行事業	国基準案	札幌市基準案
職員数	◇ 0～2歳児3人につき1人（補助者を置く場合は5人につき2人）	○ 0～2歳児3人につき1人（補助者を置く場合は5人につき2人）	□ 国基準案と同様

7 事業所内保育事業（地域型保育事業）の設備及び運営の基準案のうち特に議論いただきたい事項について

(1) 食事の提供方法に関する上乗せ

自園における給食の調理業務の外部委託については、栄養士又は管理栄養士を配置し一定の要件を満たす場合にのみ認めるという上乗せを行います。

【上乗せする理由】

栄養士又は管理栄養士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導等を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、小規模保育事業の札幌市基準案と同様、栄養士等を配置し一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認めます。

(2) 定員 20 名以上の乳児室の面積基準に関する上乗せ

定員 20 名以上の乳児室の面積基準について、国基準の 1.65 m²以上/人を 3.3 m²以上/人に上乗せを行います。

【上乗せする理由】

上記の幼保連携型認定こども園の基準案と同様、ほふくするか否かにかかわらず、乳児室の面積基準は1人当たり 3.3 m²以上とします。

※ それ以外のほふく室及び保育室の面積については、国基準どおりとします。

また、定員 19 名以下の乳児室、ほふく室及び保育室については、小規模保育事業の札幌市基準案と同様、国基準どおりとします。

【参考】保育室等の面積基準比較表

	国基準案	保育所及び小規模保育事業の札幌市基準案	札幌市基準案
定員 20 名以上	○ 保育所と同様【乳児室:1.65 m ² /人、ほふく室:3.3 m ² 以上/人、保育室又は遊戯室:1.98 m ² /人、屋外遊戯場:3.3 m ² /人(付近の代替地可)】	保育所の札幌市基準案 □ 乳児室及びほふく室:3.3 m ² 以上/人、保育室又は遊戯室:1.98 m ² /人、屋外遊戯場:3.3 m ² /人(付近の代替地可)	□ 乳児室の面積は札幌市の保育所基準【3.3 m ² 以上/人】と同様 □ その他の居室の面積は国基準案と同様
定員 19 名以下	○ 乳児室及びほふく室:3.3 m ² 以上/人、保育室又は遊戯室:1.98 m ² /人、屋外遊戯場:3.3 m ² /人(付近の代替地可)	小規模保育事業の札幌市基準案 □ 国基準案と同様	□ 国基準案と同様

(3) 職員配置基準について

職員配置基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

職員配置基準は、現行の札幌市の保育所基準と同等以上で、保育の質が確保されることから、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】職員配置基準比較表

	国基準案	保育所及び小規模保育事業(A型・B型) の札幌市基準案	札幌市基準案
定員 20 名以上	○ 保育所と同様【保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人。ただし、常時2人以上】	保育所の札幌市基準案 ☐ 国基準案と同様	☐ 国基準案と同様
定員 19 名以下	○ 0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人のほかに+1人	小規模保育事業の札幌市基準案 ☐ 国基準案と同様	☐ 国基準案と同様

(4) 保育従事者の保育士割合の基準について

保育従事者の保育士割合の基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

保育従事者の保育士割合の基準は、小規模保育事業との整合性を図る必要がありますので、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】保育従事者の保育士割合の基準比較表

	国基準案	小規模保育事業(A型・B型)の札幌市基準案	札幌市基準案
資格割合	○ 小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていく。	☐ 国基準案と同様	☐ 国基準案と同様

8 居宅訪問型保育事業（地域型保育事業）の設備及び運営の基準案のうち特に議論いただきたい事項について

食事の提供、職員配置及び保育従事者の保育士割合の基準について

食事の提供、職員配置及び保育従事者の保育士割合の基準については、国基準どおりとします。

【国基準どおりとする理由】

居宅訪問型保育事業に係る国基準に基づき、当該事業の公定価格が決定されることを踏まえ、食事の提供、職員配置及び保育従事者の保育士割合は、国基準どおりとすることが妥当と考えます。

【参考】食事の提供、職員配置及び保育従事者の保育士割合の基準比較表

	国基準案	札幌市基準案
食事の提供	○ 訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本となると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	☐ 国基準案と同様
職員数	○ 0～2歳児1人につき1人	☐ 国基準案と同様
資格割合	○ 必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	☐ 国基準案と同様

9 施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準案に関して議論いただきたい事項について

(1) 札幌市基準案について

施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営基準については、国基準どおりとします。

(2) 国基準どおりとする理由

平成26年1月17日現在で国から運営基準の具体的な案は示されておりませんが、国が基準に規定する内容として検討されている項目（下表）については保育室の面積等と異なり、児童の保育環境を直接的に決定するものではないこともあり、国基準を最低基準として基準を定めることで、保育の質を確保することができると考えられることから、当該基準については国基準どおりとします。

【参考】運営基準の主な検討事項（案）について

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	・ 内容・手続きの説明、同意、契約 ・ 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・ 子どもの心身の状況の把握 ・ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・ 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・ 秘密保持、個人情報保護 ・ 非常災害対策、衛生管理 ・ 事故防止及び事故発生時の対応 ・ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・ 苦情処理 ・ 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・ 記録の整備
撤退時の基準	・ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）